

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者： _____ 様

事業者： リリーフ ステーション

居宅介護支援事業所重要事項説明書

1. 事業の目的

当事業所は、要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。

2. 運営の方針

当事業所は、要介護状態にある利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように、居宅を訪問し有する能力や提供を受けている居宅サービス、置かれている環境等の課題分析を通じて、「居宅サービス計画」等の作成及び変更を行います。又、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健、医療、福祉サービス等と綿密な連携及び連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

3. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0270-61-6701 (月～金曜日 08:30～17:30)

担当 介護支援専門員 戸塚 裕子 / 管理責任者 女屋 はるみ

※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

4. 居宅介護支援事業所の概要

(ア) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	リリーフ ステーション
所在地	群馬県伊勢崎市日乃出町4 2 4 番地 1
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (群馬県 第1070401052号)
サービスを提供する 実施地域※	伊勢崎市、太田市、前橋市、みどり市、本庄市、玉村町

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(イ) 事業所の職員体制

管理者 1名 (主任介護支援専門員兼務) 介護支援専門員 1名 (専従)

(ウ) 営業時間

月～金曜日 午前8時30分から午後5時30分まで

(土曜日・日曜日・祝日・12月30日～1月3日は休業)

5. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的なながれ」参照

6. 利用料金

(ア) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料) 【取扱件数45未満】

- ① 要介護1・2 11,088円
- ② 要介護3・4・5 14,406円
- ③ 加算

- ・初回加算（最初の月、介護度2段階以上アップ、要支援⇒要介護） 3, 063円/回
- ・退院・退所加算Ⅰイ（連携1回、カンファレンス参加無、初回加算不可） 4, 595円/回
- ・退院・退所加算Ⅰロ（連携2回、カンファレンス参加無、初回加算不可） 6, 126円/回
- ・退院・退所加算Ⅱイ（連携1回、カンファレンス参加有、初回加算不可） 6, 126円/回
- ・退院・退所加算Ⅱロ（連携2回、カンファレンス参加有、初回加算不可） 7, 658円/回
- ・退院・退所加算Ⅲ（連携3回、カンファレンス参加有、初回加算不可） 9, 189円/回
- ・入院時情報連携加算【Ⅰ】（入院した当日に情報を提供） 2, 553円/回
- ・入院時情報連携加算【Ⅱ】（入院した翌日又は翌々日に情報を提供） 2, 042円/回
- ・通院時情報連携加算（月1回、診察同席連携） 511円/回

(イ) 交通費

前記2の(ア)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費（10円/Km毎）が必要です。

(ウ) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

7. サービス内容に関する苦情

当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

国保連：介護保険課 苦情処理相談窓口	TEL 027-290-1323
市町村：伊勢崎市 介護保険課	TEL 0270-24-5111
太田市 介護サービス課	TEL 0276-47-1111
前橋市 介護高齢課	TEL 027-224-1111
みどり市 介護高齢課	TEL 0277-76-2111
玉村町 健康福祉課	TEL 0270-65-2511
本庄市 介護保険課	TEL 0495-25-1111

8. 事故発生時の対応

当事業所は、提供している各サービスで事故が発生した場合、速やかに主治医、ご家族、市町村等へ連絡するとともに必要な措置を行います。

9. 虐待防止に関する事項

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者の設置（管理者兼務）、相談窓口の設置等苦情解決体制の整備、成年後見制度の利用支援、従業者に対する研修その他必要な措置を講じます。

また、サービス事業者または家族等（養護者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

10. 身体拘束等の原則禁止

当事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に

対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その様態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由等を記録し、責任者を設置（管理者兼務）します。

11. 感染症対策の強化

当事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のための、対策を検討する委員会の開催や指針の整備、介護支援専門員への研修及び訓練を実施し、責任者を設置（管理者兼務）します。

12. ハラスメント対策の強化

当事業所は、適切なハラスメント対策を強化するため、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する責務を踏まえつつ適切な対策を行い、責任者を設置（管理者兼務）します。

13. 業務継続に向けた取り組みの強化

当事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できるように業務継続に向けた計画等の策定、介護支援専門員への研修及び訓練を実施し、責任者を設置（管理者兼務）します。

14. 公正中立なケアマネジメントの推進

当事業所は、ケアプランの公正中立を図るため、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各利用状況を別紙【居宅介護支援サービス利用割合等説明書】に記載します。

- *内容 ①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
- ②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合
- ③前6か月間の判定期間

15. 秘密保持

- ①当事業所の従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を他に漏らすことは有りません。当事業所を退社した後においても同様とします。
- ②当事業所の従業者は、利用者及びその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いませぬ。

16. 第三者評価の実施状況等

第三者による評価の実施・・・なし

17. 当法人の概要

法人種別・名称	株式会社 リリーフ ライフ
資本金	3,000,000円（資本準備金含む） ※平成18年4月1日現在
従業員数	25名（正社員、パート）
設立	平成16年11月
所在地・電話	群馬県伊勢崎市日乃出町4-24番地1 代表取締役 熊谷 博 電話 0270-61-6701
事業内容	居宅介護支援事業、訪問介護事業、福祉用具貸与・販売事業、 通所介護事業、介護タクシー事業 地方自治体（区市町村）から介護被保険者認定調査業務の受託

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたり、利用者が複数の居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることなどにつき十分説明を行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）となった場合は、利用料をいただきません。

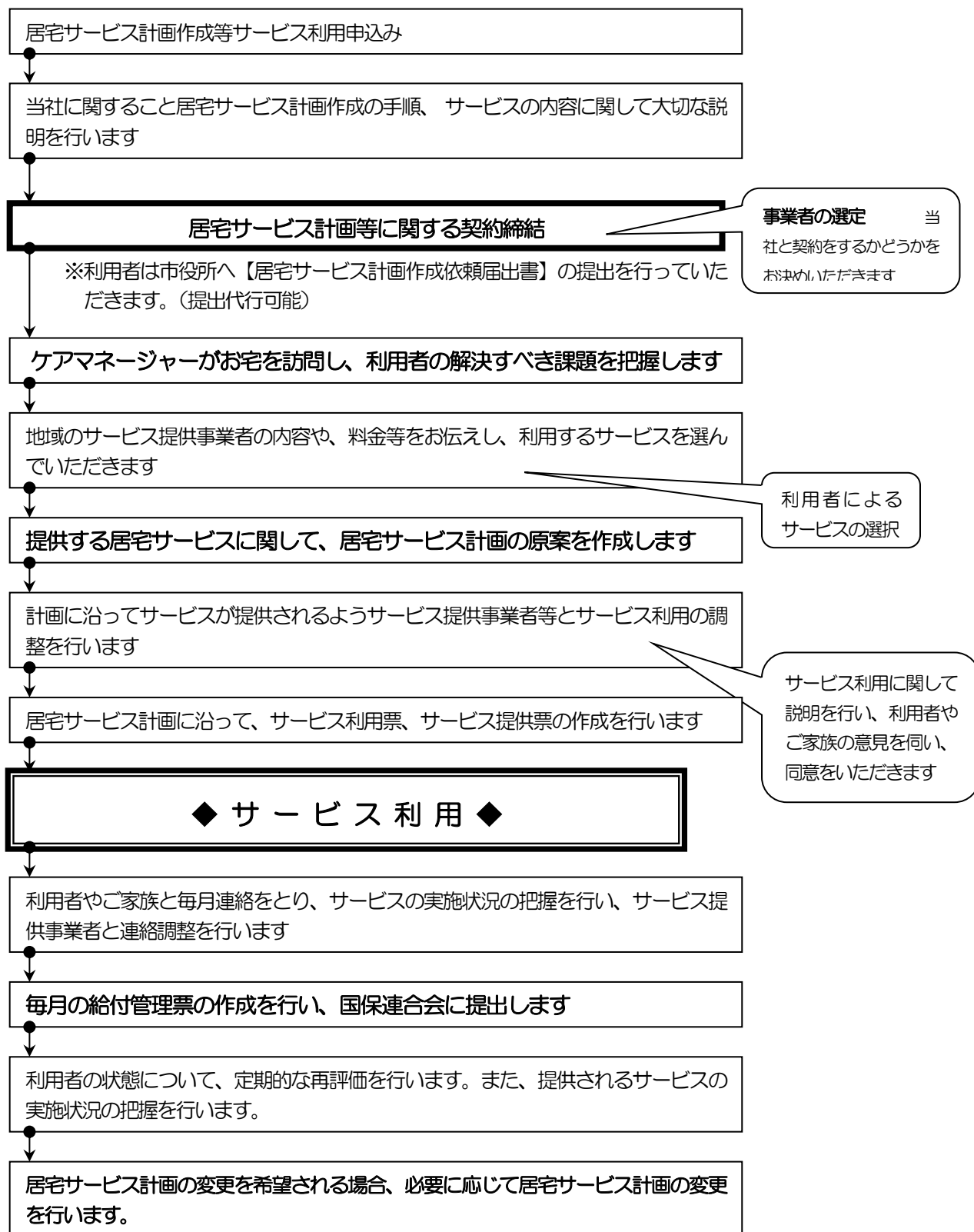
4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとついて重要な事項を説明し、同意を受け、交付しました。

事業者	所在地	群馬県伊勢崎市日乃出町424番地1
	名称	リリーフステーション
	管理者	女屋 はるみ 印

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け、同意をし、受領しました。

【ご利用者様】住所

氏名 印

【ご家族様】住所

氏名 印

続柄：

【代理人】私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

(代行理由：)

住所

氏名 印

続柄：